

後期高齢者医療制度加入のみなさんへ

令和3年度の保険料は7月中旬にお知らせします

令和3年度の保険料の額や、支払い方法についての通知書を7月中旬に郵送します。

※納付書支払いの人は令和3年度から通知書に同封して、原則1期から9期までの納付書9枚をまとめて郵送します。毎月の納付書は送付されませんので、納め忘れに注意してください。
(納め忘れのない口座振替を活用ください。)

8月1日から被保険者証がびわ色に変わります

新しい被保険者証は、7月中に簡易書留で加入者全員に送付します。有効期限は令和4年7月31日です。

●「限度額適用・標準負担額減額認定証」

「限度額適用認定証」を更新します

認定証も8月1日から新しくなります。8月以降も該当する人には、新しい被保険者証に同封して郵送します。

※8月から下記の対象者になる人で必要な場合は申請してください。



「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」とは

入院時や、高額な外来診療を受けるときに、医療機関に提示すると、医療にかかる窓口での支払いの上限が限度額までとなります。

対象者

- ・令和2年度の住民税が世帯全員非課税の人
- ・住民税課税所得が145万円以上690万円未満の人

※上記以外の人は認定証がなくても限度額までとなるため交付はありません。

国民年金保険料は期限内に納めましょう

●国民年金保険料(令和3年4月分～令和4年3月分)

月額 16,610 円

●保険料の納付方法

日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

口座振替やクレジットカードによる納付を希望する場合は、市民保険課または山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンター、彦根年金事務所で手続きをしてください。

ご注意ください！

未納状態が続くと、強制徴収の手続きにより督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく納付義務者^{*}の財産を差し押さえることがあります。

※納付義務者…被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主

問 市 市民保険課 ☎ 53-5114 FAX 53-5118
滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 077-522-3013

・保険料の計算方法

令和2年中の所得に基づき計算されます。

・保険料の支払い方法

金額が通知書の「特別徴収」欄に記載の場合は、公的年金から引き落とされます。「普通徴収」欄に記載の場合は、納付書か口座振替になります。

保険料の特例的な軽減を見直します

保険料の均等割は、これまで特例的に最大7.75割の軽減でしたが、今年度は本則どおり最大7割の軽減になります。

※詳しくは7月に郵送の保険料額決定通知に同封の案内をご覧ください。

問 市 市民保険課 ☎ 53-5114 FAX 53-5118

日本年金機構 彦根年金事務所 ☎ 0749-23-1114

保険料免除・納付猶予制度をご利用ください

保険料が未納のまま、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、市民保険課または山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンター、彦根年金事務所で手続きをしてください。

今年度の免除は令和3年7月分から令和4年6月分が対象です。また、申請可能な過去期間は、申請書の提出日から2年1ヶ月前までです。

国民健康保険証(兼高齢受給者証)を8月に更新します

問 市 市民保険課 ☎ 53-5114 FAX 53-5118

国民健康保険に加入している人の保険証(兼高齢受給者証)(紫色)の有効期限は、7月31日です。8月1日から使える新しい保険証(桃色)は、7月中に加入者の自宅にお届けしますので、記載事項(住所・氏名・生年月日等)を確認してください。

8月以降に医療機関を受診する場合は、新しい保険証を提示してください。

※有効期限の切れた保険証は、必ず市民保険課、山東支所、各市民自治センターまたは各行政サービスセンターまでご返却ください。

